

資料2	H20.6.24/26
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

千葉県地域生活支援給付の利用者負担上限額管理事務の取扱いについて

千葉県地域生活支援給付の統合上限額
 地域生活支援給付に係る利用者負担額を障害福祉サービスの利用者負担額と合算し、障害福祉サービスの負担上限月額を超える金額を地域生活支援給付費として千葉市が給付する。

1 統合上限額管理事務の取扱い変更に係る経緯

- 平成18年10月～
 千葉市が統合上限額管理を実施
 対象者に係る給付費について、一旦9割分の給付費を支払い、後日千葉市が上限額管理を行い結果を登録事業者へ通知し、その結果に基づき9割分を超えた分の給付費（追加給付費）を支払うとともに、確定した利用者負担額を利用者に請求する。

問題点

- 給付費確定の遅れによる結果通知の遅延
 対象者の地域生活支援給付に係る給付費の額の確定が遅れることにより、登録事業者への追加給付費の支給及び登録事業者の利用者負担額の受領が大きく遅延
 - ・ 平成20年6月現在…平成19年7月分まで確定
- 国保連への支払事務委託に係る対応
 平成20年10月より、障害福祉サービスと同様に地域生活支援給付の支払事務を千葉県国保連へ委託予定であるが、障害福祉サービスとの統合上限額管理について国保連のシステムでは特段のチェックを実施しないことが判明



障害福祉サービスの支払事務を国保連へ委託したことにより、月遅れ請求又は過誤申立てによる遡り処理が恒常化し、本市での統合上限額管理は物理的に困難

平成20年4月サービス提供分から、統合上限額管理を登録地域生活支援給付サービス事業者
 に依頼

2 平成20年4月以降の統合上限額管理の概要

障害福祉サービスの仕組みと同様に、上限額管理事業所を定め、当該事業所が統合上限額管理を行い、管理を行った登録事業所に対して一律に加算を行う。

- (1) 管理対象者
 地域生活支援給付受給者証（三）の欄中「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「有」と記載されており、以下に該当する方
- ア 障害福祉サービスに加えて地域生活支援給付を利用する方
 - イ 地域生活支援給付を複数の事業所で利用する方

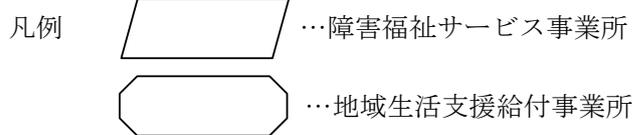
(2) 管理事業所となる順位

以下のアからエの順位とする。

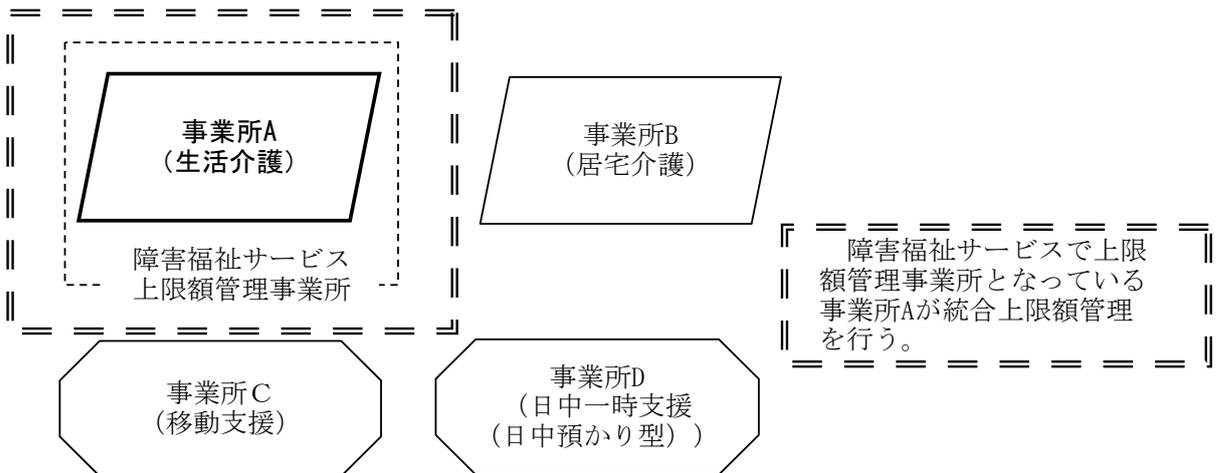
- ア 障害福祉サービスにおける上限額管理事業所
 - イ 指定相談支援事業所（サービス利用計画作成費の決定がある方）
 - ウ ケアホーム及びグループホーム
 - エ 登録地域生活支援給付サービス事業所
- エの中で複数の事業所を利用する場合には以下の順序とする。
- (ア) 日中一時支援（放課後対策型）
 - (イ) 移動支援
 - (ウ) 生活サポート
 - (エ) 訪問入浴サービス
 - (オ) 日中一時支援（日中預かり型）

上記の中で最も高い順位の事業所と複数箇所契約している場合は、原則として契約量が最も多い事業所が管理事務を行う。

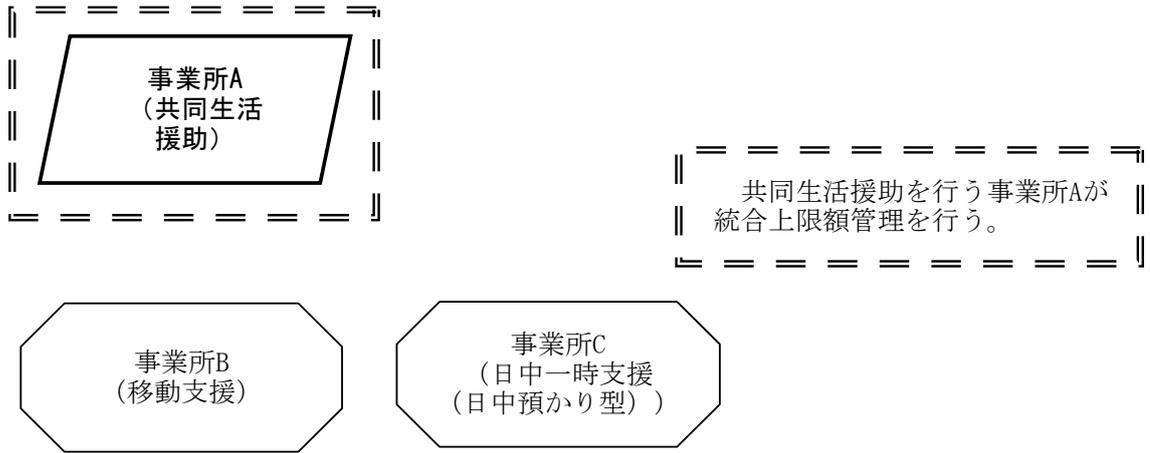
統合上限額管理事業所選定例



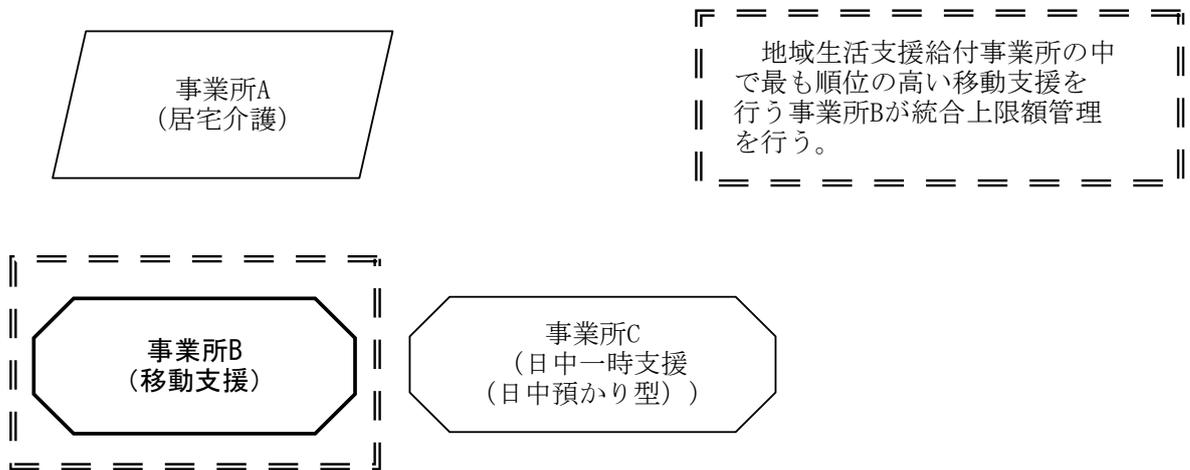
例1) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理有り



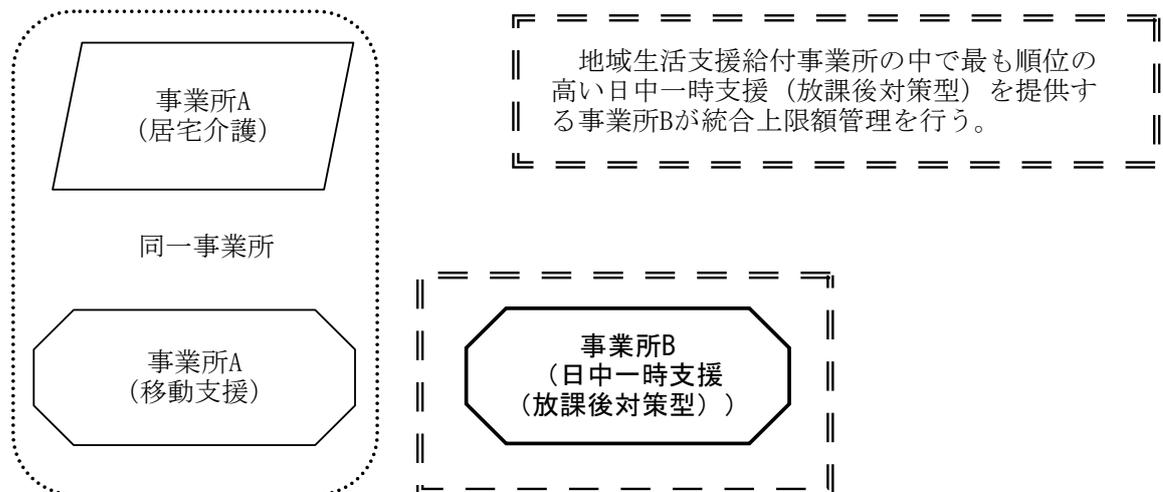
例2) 障害福祉サービスと併給(グループホーム入居)、障害福祉サービスで上限管理無し



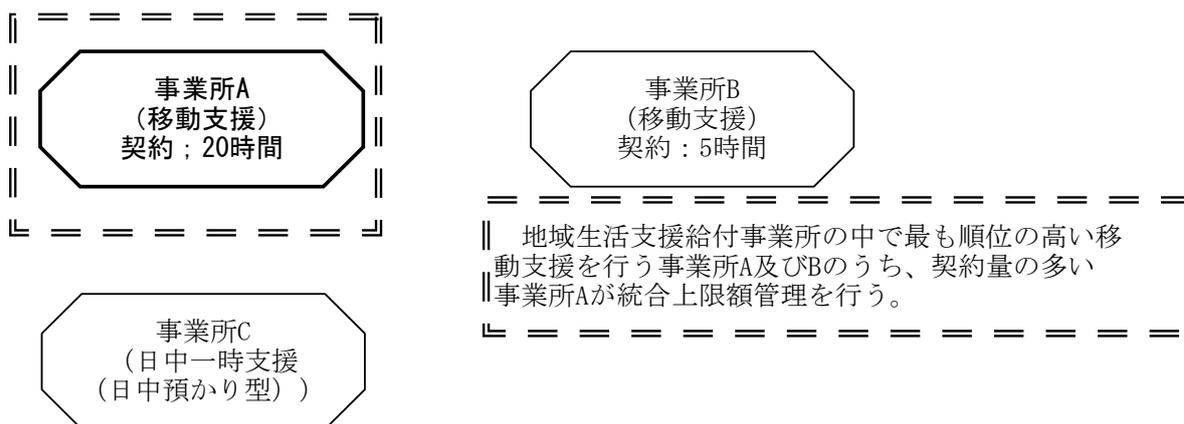
例3) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理無し



例4) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理無し、同じ事業所が障害福祉サービスと地域生活支援給付の双方を提供



例5) 地域生活支援給付単給、移動支援で複数事業所と契約



(3) 統合上限額管理に係る事務処理について

統合上限額管理に係る事務処理については、原則として障害福祉サービスにおける利用者負担上限額管理事務と同様の仕組みで行うこととする。詳細は本市ホームページ上に掲載する過去の説明会資料をご参照いただき、事務依頼届の作成等をお願いしたい。

なお、統合上限額管理においては、地域生活支援給付の登録を受けていない事業者であっても、障害福祉サービスにおける上限額管理事業所等(2)において順位が最も上の事業所であればみなし登録事業者(後述)として統合上限額管理をお願いすることとなることから、事務取扱いについては以下のとおりとする。

ア 登録地域生活支援給付サービス事業者は、新たに受給者と契約を締結した際、受給者証において統合上限額管理対象者であることを確認した場合は、速やかに統合上限額管理事業者に契約締結の旨を連絡する。

また、自らが契約を行うことにより統合上限額管理対象者となることが判明した場合、障害福祉サービス及び地域生活支援給付双方の受給者証を確認し、利用者がルールに基づいて統合上限額管理事業所となる事業所を選定できるよう援助をお願いする。

(登録地域生活支援給付サービス事業者でない事業者が統合上限額管理を行うこととなる場合、本市の統合上限額管理の周知が必ずしも行き届かない可能性があるため)

イ 関係事業所となった登録地域生活支援給付サービス事業者は、サービス利用が無かった月においても、その翌月3日まで必ず統合上限額管理事業所に対し、対象者の地域生活支援給付の利用が無かった旨の連絡を行うこと。

(4) 統合上限額管理加算について

統合上限額管理を行った事業所に対し、管理結果が管理結果票上どの結果でも所定の単位数を加算する。

また、登録地域生活支援給付サービス事業者でない事業者が統合上限額管理を行った場合においても、みなし登録地域生活支援給付サービス事業者として加算のみを請求することができる。

加算単位数 50単位

上記加算については、自事業所の登録地域生活支援給付サービスの種類に関わらず、利用者がその月に利用した地域生活支援給付サービスのうち統合上限額管理事業所決定ルールにおいて順位が最も上のサービス種類に係るコード=サービス種類コードが最も若いサービスの統合上限額管理加算コードで請求する。

- サービス種類コード 01 日中一時支援(放課後対策型)
- 02 移動支援
- 03 生活サポート
- 04 訪問入浴サービス
- 05 日中一時支援(日中預かり型)

※ なお、上記において「管理を行った」とは、対象者が地域生活支援給付を実際に利用した場合を言い、契約はあったが地域生活支援給付の利用が無かった場合においては加算を行わないこととする。

(5) みなし登録地域生活支援給付サービス事業者について

統合上限額管理加算を行うこと等の事務取扱い上、以下の事業所が統合上限額管理を行う場合においてはみなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録を行う必要があるのご協力願いたい。

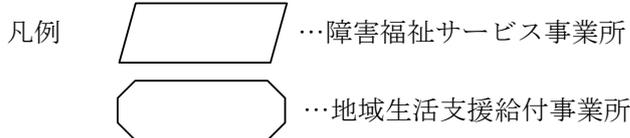
なお、登録については「千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者みなし登録届」を障害者自立支援課あて電子メールにてご提出いただきたい。(書式は平成20年3月21日説明会資料参照。ホームページアドレス及び電子メールアドレスは資料末尾をご参照いただきたい。)

ア 登録地域生活支援給付サービス事業者でない事業所

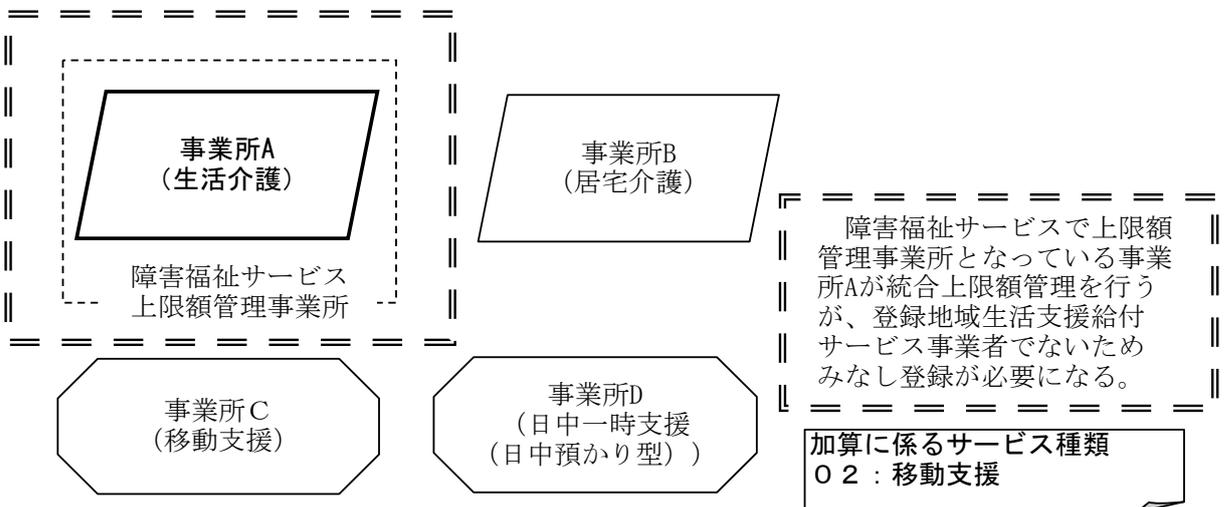
イ 登録地域生活支援給付サービス事業者であるが、対象者が利用する地域生活支援給付のサービス種類のうち、自事業所が登録を受けているサービスより順位が上のサービスが含まれる。

→ (4)のルールにより、登録を受けているサービス種類の加算ではなく、サービス種類コードが最も若いサービスの加算で請求することとなるため、支払い事務上当該サービス種類での統合上限額管理加算を支払うことができるようにするための登録が必要となるため。

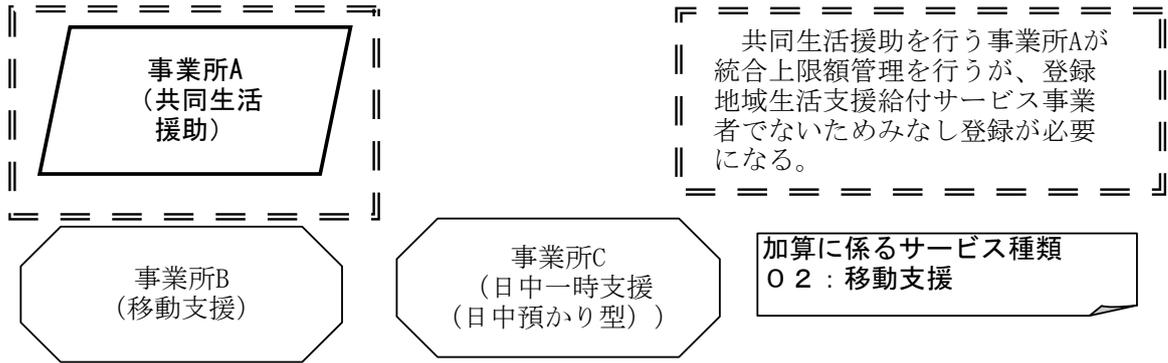
みなし登録が必要となる例



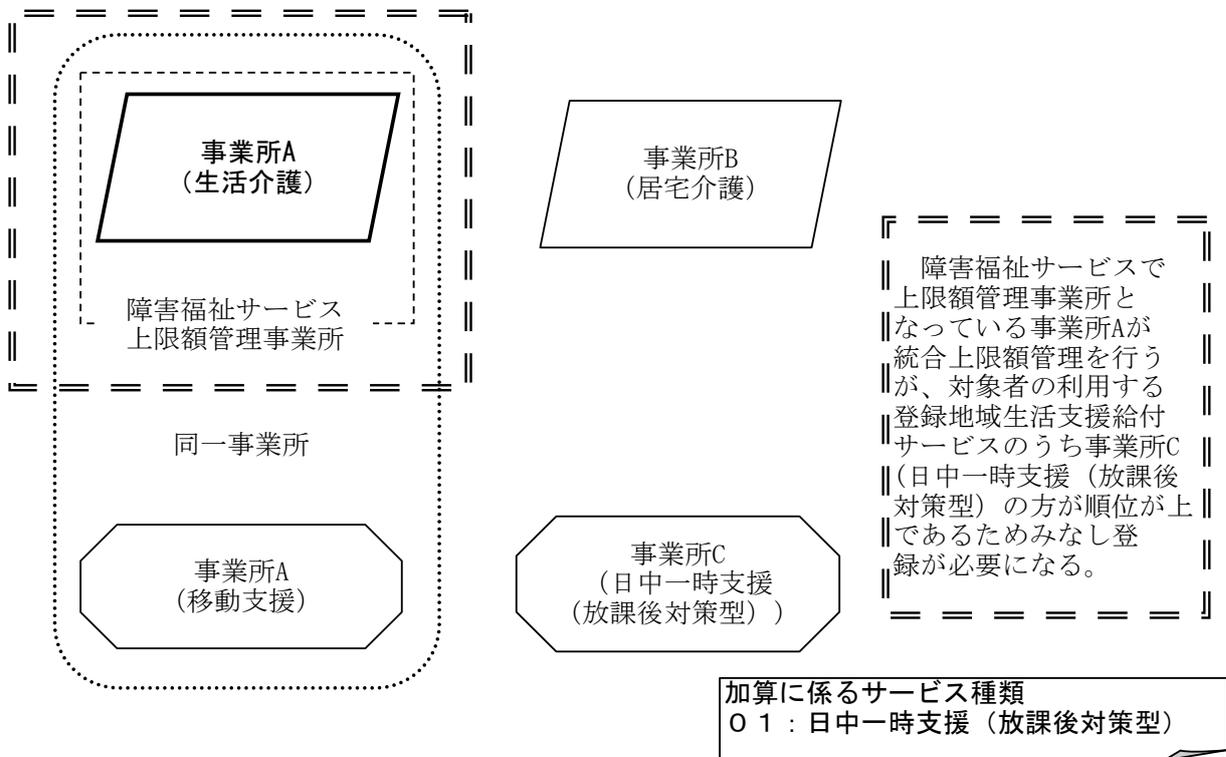
例1) 障害福祉サービスの上限管理事業所で登録地域生活支援給付サービス事業者でない(2-(2)例1と同じ)



例 2) 障害福祉サービスと併給(グループホーム入居)、障害福祉サービスで上限管理無し(2-(2)例2と同じ)



例 3) 障害福祉サービスと併給、障害福祉サービスで上限管理有り、当該上限額管理事業所で障害福祉サービスと地域生活支援給付の双方の登録があるが、他の登録地域生活支援給付サービスも利用



- 千葉県障害者自立支援課ホームページアドレス
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/index.html>
- 千葉県障害者自立支援課電子メールアドレス
shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp